

県民提案型協働創出事業 Q & A

令和4年6月10日現在

(応募要件関係)

Q 1 補助対象者の「NPO」とは、具体的に何を指しますか。

A 1 特定非営利活動法人（NPO法人）、公益法人、ボランティア団体（任意団体）、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会等）、協同組合等の民間非営利組織を指します。なお、個人での応募はできません。

Q 2 市町村の補助事業や民間団体からの助成事業との併用は可能ですか。

A 2 可能です。ただし、同一経費に対して複数の補助金や助成金を重複して充てることはできません。
なお、企業協賛やクラウドファンディングによる資金については、自己負担分に充当することを可能とします。

(補助対象経費)

Q 3 人件費の「一時的に雇用する人材では対応できない専門性の高い業務に従事したものと認められる場合」とは、具体的に何を指しますか。

A 3 その者の経験や人脈等を生かし、専門性の高いアドバイスや取組体制構築のためのコーディネート、事業を円滑に推進させるための関係機関との調整を行うことなどに従事した場合を指します。

Q 4 食材費の「補助事業に主要な役割を果たす場合」とは、具体的に何を指しますか。

A 4 地域食堂の立ち上げや食育イベントの開催等で、補助事業の目的を達成するために欠くことのできない取組を指します。
この場合、食材費を補助対象にできますが、補助事業終了後も継続的な取組となるような資金計画である必要がありますので、事前相談し確認してください。

Q 5 施設等修繕費等の「補助事業に必要不可欠な場合」とは、具体的に何を指しますか。

A 5 補助事業の目的を達成するために真に必要不可欠であり、補助事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合を指します。
汎用性が高い施設等の修繕や備品の調達は、原則、賃貸やリースで対応していただきますが、リース契約の可否のほか、使用頻度や価格、他の事業に必要な備品との区別等を総合的に判断し補助対象の可否を決めますので、事前相談し確認してください。

(県との協働)

Q 6 県（担当課）と協働するとは、どのようなことをいうのですか。

A 6 地域課題に関する認識や情報を共有することから始まり、それぞれが持つ特性を生かしながら役割分担するとともに、対等な関係の下で互いを補いながら協力し、事業に取り組んでいただきます。
事業内容により異なりますが、県が行う役割としては、情報提供・助言、関係機関との連絡調整、広報協力、施設提供、共催・後援などが考えられます。